

豪雪地帯対策特別措置法について

1. 豪雪地帯対策特別措置法について

1. 法の制定経緯

昭和36年の豪雪を契機として雪害対策の抜本的拡充の必要性が強く認識されたこと、雪害の多発する地域の各団体より雪害防除と地域振興のための特別立法を求める運動が根強く続けられたこと等を背景として、昭和37年議員提案により「豪雪地帯対策特別措置法」が制定された。

1. 制度の概要

(1) 豪雪地帯の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域を豪雪地帯として指定。

(2) 特別豪雪地帯の指定

豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生じる地域を特別豪雪地帯として指定。

- ・豪雪地帯の指定 533市町村（24道府県）
- ・特別豪雪地帯の指定 201市町村（15道県）

区 分	市町村数		面 積		人 口	
	市町村数	対全国比	面積	対全国比	人口	対全国比
豪雪地帯	533	30.9%	192千km ²	50.7%	1,963万人	15.3%
特別豪雪地帯	201	11.7%	75千km ²	19.8%	321万人	2.5%

(平成22年度国勢調査より)

(3) 豪雪地帯対策基本計画

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）は、豪雪地帯対策基本計画を決定。

(4) 特別豪雪地帯における特例措置

- ・第14条 基幹的な市町村道の道府県による代行改築制度
- ・第15条 公立の小中学校の分校校舎等の補助率のかさ上げ

※平成23年度末までの時限措置

注) 特別豪雪地帯に対しては、本法の特例措置以外でも幅広く優遇措置がおこなわれている。

豪雪地帯対策特別措置法の概要

1 豪雪地帯対策特別措置法の制定・改正の経緯

昭和36年の豪雪を契機として雪害対策の抜本的拡充の必要性が強く認識されたこと雪害の多発する地域の各団体より雪害防除と地域振興のための特別立法を求める運動が根強く続けられたこと等を背景として、昭和37年、議員提案により「豪雪地帯対策特別措置法」(以下「豪雪法」という。)が制定された。その後の主な改正の経緯は下表のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法の制定・改正の主な経緯

年	制定・改正の内容
昭和37年	豪雪地帯対策特別措置法の制定
45年	特別豪雪地帯の指定に関する改正
46年	特別豪雪地帯に対する特例措置に関する改正(10年間の時限立法)
57年	特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
平成4年	道府県豪雪地帯対策基本計画制度の創設 各種の配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長
14年	各種の配慮規定の追加 特別豪雪地帯に対する特例措置の10年間延長

2 豪雪地帯対策特別措置法の主な内容

① 豪雪地帯の指定(第2条第1項)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

② 特別豪雪地帯の指定(第2条第2項)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高くかつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生じる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

③ 豪雪地帯対策基本計画(第3条)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴き、閣議の決定を経て、豪雪地帯対策基本計画(以下「基本計画」という。)を決定する。

④ 国土審議会(第5条)

国土審議会は、豪雪地帯に関する重要な事項について審議する。

⑤ 道府県豪雪地帯対策基本計画(第6条)

豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

⑥ 基本計画及び道府県計画の実施(第9条～第13条)

関係行政機関の長は、基本計画の実施について、その所掌する事項について事業計画を作成し、国土交通大臣はこの計画について必要な調整を行う。

また、国は、基本計画及び道府県計画の実施に関し、地方債についての特別の配慮をし、資金の確保等に努める。

⑦ 克雪住宅の普及等への配慮(第13条2～第13条の5)

国及び地方公共団体は、克雪住宅の普及促進、豪雪地帯に適した産業の育成等に配慮し、また、国は、積雪期のためのレクリエーション施設の整備、農業水利施設の融雪への利用、総合的な雪情報システムの構築等に配慮する。

⑧ 特別豪雪地帯に対する特例措置

ア) 基幹的な市町村道の整備の特例(第14条)

基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、道路法(昭和27年法律180号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

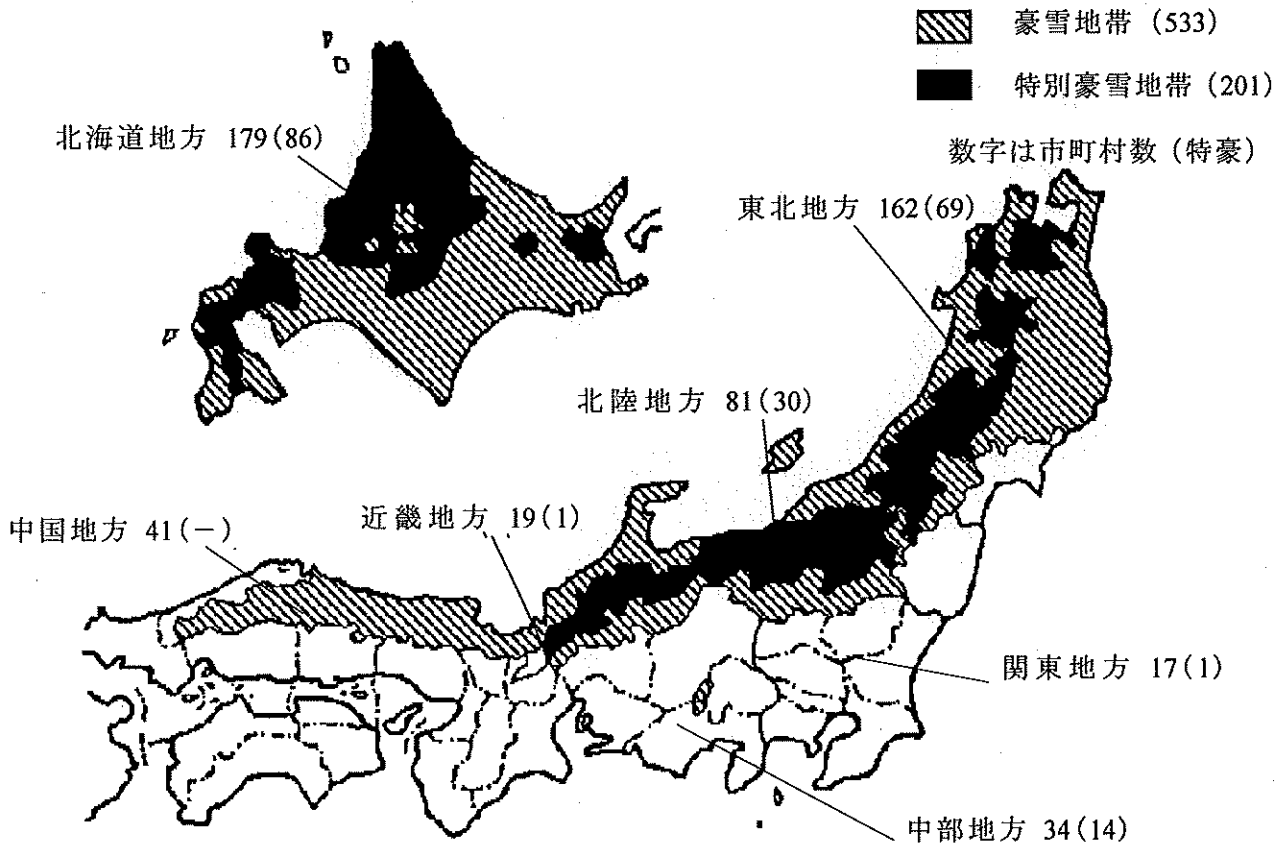
イ) 公立の小・中学校又は中等教育学校前期課程(以下「小・中学校等」という。)の施設等に対する特例(第15条)

次の各事業について補助率の割増しが行われる。

- a) 小・中学校等の分校の校舎等の新增築又は危険改築(第1項第1号)
- b) 中等教育学校前期課程の寄宿舎の新增築又は小・中学校等の寄宿舎の危険改築(第1項第2号)
- c) 小・中学校の寄宿舎の新增築(第3項第1号)
- d) 小・中学校の教職員住宅の建設(第3項第2号)

※特別豪雪地帯に対する特例措置は平成23年度末までの期限措置

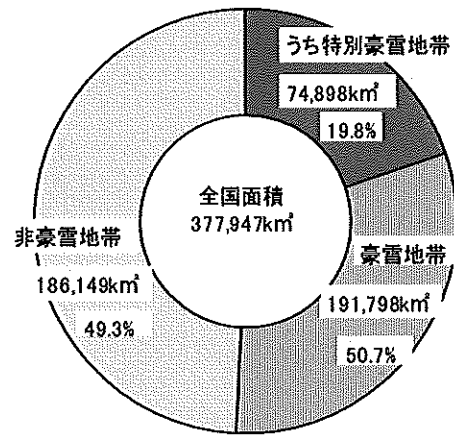
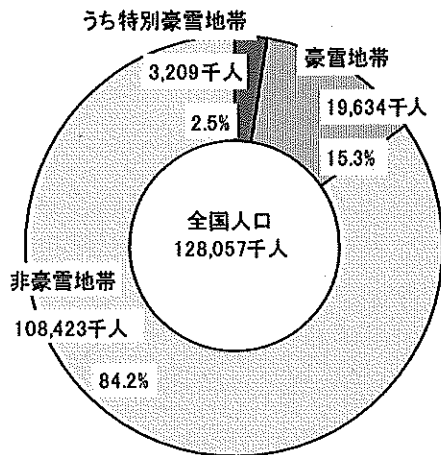
豪雪地帯の地域指定図



豪雪地帯の人口と面積

【人口】

【面積】



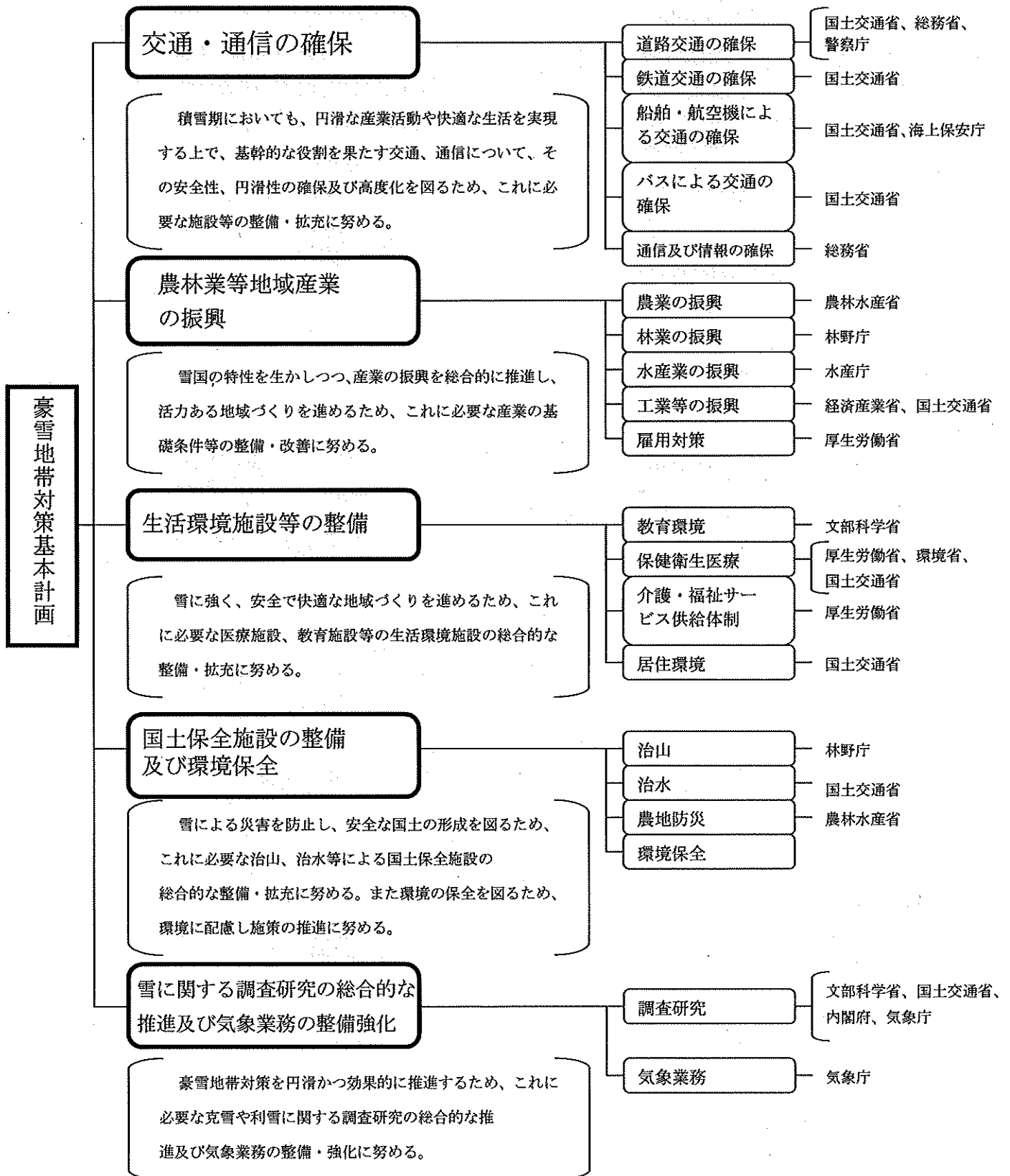
区 分	全 国	豪雪地帯 (対全国比%)	
		うち特別豪雪地帯 (対全国比%)	
人口(千人)	128,057	19,634(15.3)	3,209(2.5)
面積(km²)	377,947	191,798(50.7)	74,898(19.8)
市町村数	1,725	533(30.9)	201(11.7)

注1) 市町村(特別区は1とする。)数は平成23年4月1日現在。人口は平成22年国勢調査(平成22年10月1日時点)による。
 注2) 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成21年10月1日時点)等による。

2. 豪雪地帯対策の概要

～豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施～

豪雪地帯対策は、豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月27日総務省・農林水産省・国土交通省告示第36号）に基づき、関係各省及び地方公共団体等で実施されている。



(注) () 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。

3. 特別豪雪地帯における市町村道の状況等について（14条関係）

1. 法第14条に基づく代行制度の概要

（1）制度の概要

法第14条に基づき、特別豪雪地帯の基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定するものの改築については、市町村に代わり道府県が事業を実施できる制度。

（2）目的

- ①冬期の交通の確保に資する道路整備の推進
- ②気候的にハンディキャップを背負った市町村の財政負担の軽減

（3）経緯

昭和46年	特豪代行制度を10年間の時限措置として創設
昭和57年	10年間の単純延長
平成4年	10年間の単純延長
平成14年	10年間の単純延長
平成23年度末	代行制度の期限切れ

（4）対象道路

特別豪雪地帯の市町村道のうち、国土交通大臣が指定する基幹的な市町村道

2. 代行事業の実績

（1）実績

特豪代行制度による実績は、昭和47年度から平成22年度までに事業費約1,654億円であり、373路線、約450kmの整備を完了している。

年度	事業費（百万円）	完了路線数
S47～S56	33,025	152
S57～H3	63,246	143
H4～H13	60,442	63
H14～H22	8,694	15
計	165,407	373

（2）平成13年度以降の特豪代行事業実施箇所数

（単位：箇所）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特豪代行事業実施箇所数	22	15	14	9	6	5	5	4	4	3

4. 特別豪雪地帯における公立学校施設整備について（15条関係）

1. 制度の概要

公立小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を補助している。

特別豪雪地帯については、豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど特別豪雪地帯の公立学校施設整備に関する特別措置を講じている。

2. 現状

特別豪雪地帯の公立学校施設整備に関する特別措置について、近年の活用実績が少ない状況であるが、特に通勤困難を緩和させるための教職員住宅について一定のニーズがある状況である。

また、分校は全国的に減少傾向にあるとはいえ、特別豪雪地帯にある分校の校舎等は本校に比べて老朽化が進行しており、適切な整備を実施する必要性に迫られていると考えられる。豪雪法などに基づく各種の施策により施設整備が図られてきているが、引き続き円滑な施設整備が行えるよう継続的な支援が必要である。

3. 事業の実績

(1) 実績

豪雪地帯対策特別措置法などによる実績は、平成14年度から平成22年度までに国費20億円であり、約9千6百m²の整備を完了している。

(2) 平成14年度以降の事業費と事業量

(単位：百万円 m²)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
事業費	922	115	50	167	56	180	99	30	379	1,998
事業量	4,664	626	287	865	290	604	382	160	1,697	9,575